

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

一部を改正する規則	九
○福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令	九
○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令	九

福島県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会規則第十四号

教育職員の免許状に関する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和五十年福島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

福島県教育委員会

第二条の表中	改 正 法	を	昭 和 二 十 九 年 改 正 法	に、	小 学 校 及 び 法 の 特 例 等
中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許に関する法律(平成九年法律第九十号)					小 学 校 法 の 特 例 等
					を
					介 護 等 体 験 法
					(平成 教育職

及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許 介護等体験

例等に関する法律(平成九年法律第九十号)

員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律
十九年法律第九十八号)

特 例 法	平 成 十 九 年 改 正 法
-------	-----------------

に改め、

同表に次のように加える。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)	改 正 省 令
免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)	更 新 講 習 規 則

第三条中「又は別表第二」を「、別表第二又は別表第二の二」に改め、同条第三号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書(免許法第七条第一項に規定する証明書をいう。以下同じ。)」に改め、同条第四号中「備考十若しくは十一」を「備考九若しくは十」に改め、同条に次の一号を加える。

書

七 他の種類の免許状を所持している者にあつては、当該免許状の写し又は授与証明書

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 免許法第五条第二項に規定する免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定の適用を受ける者で普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 前条第一号から第六号までに掲げる書類

二 免許状更新講習修了(履歴)証明書(免許法第七条第四項に規定する証明書をいう。以下同じ。)

第四条中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項、第十六条の三第二項又は第十六条の四第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 他の種類の免許状を所持している者にあつては、当該免許状の写し又は授与証明書

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 免許法第十六条の二第二項に規定する普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる書類

二 免許状更新講習修了(履歴)証明書

第五条に次の一号を加える。

五 他の種類の免許状を所持している者にあつては、当該免許状の写し又は授与証明書

書

第五条の二第三号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第六条第四号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同条中第九号

を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 免許状更新講習修了（履歴）証明書（免許法第六条第四項の規定に該当する場合に限る。）

第九条の二第四号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第十条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第三号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第十二条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「改正法」を「昭和二十九年改正法」に改め、同条第二項第一号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「改正法」を「昭和二十九年改正法」に改め、同項第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に改め、同項第四号中「改正法」を「昭和二十九年改正法」に改める。

第二十条中「附則第十三項」を「附則第十四項」に改める。

第二十五条中「福島県教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条を第三十二条とし、第二十四条の次に次の七条を加える。

（講習を受講できる者）

第二十五条 更新講習規則第九条第一項第二号の免許管理者が定める者は、県教育委員会又は県内の市町村教育委員会の職員（教育職員を除く。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

一 教育長又は教育次長（福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則）第四号。以下「組織規則」という。）第十五条第一項の表に規定する職をいう。）の職にある者

二 教育委員会に置かれる課又は室（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長

三 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長（前号に掲げる者を除く。）

四 管理主事（組織規則別表第二の表に規定する職をいう。）の職にある者

五 前各号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者として県教育委員会が別に定める者

2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員であつた者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県若しくは市町村の職員又は国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第二項において同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）若しくは文部科学大臣が指定した独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員（教育職員を除く。）であつて、県内において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者として県教育委員会が認める者

（更新講習修了確認を受ける義務を課す者）

第二十六条 改正省令附則第三条第二号の免許管理者が定める者は、前条第一項に規定する者とする。

2 改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員であつた者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県若しくは市町村の職員又は国立大学法人の役員若しくは職員（教育職員を除く。）となつていて、県内において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者として県教育委員会が認める者

（講習を受講する必要がある者）

第二十七条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十条第二号の免許管理者が定める者は、第二十五条第一項に規定する者とする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号の免許管理者が定める者は、第二十五条第二項各号に掲げる者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、前条第二項各号に掲げる者とする。

（優秀教員表彰）

第二十八条 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第五号の規定により免許管理者が指定する表彰等は、次に掲げる表彰であつて、免許状の有効期間の満了の日又は平成十九年改正法附則第二条第三項各号に規定する修了確認期限までの十年の間に行われたものとする。

一 文部科学大臣による表彰

二 県教育委員会による表彰であつて、県教育委員会が別に定めるもの

三 前二号に掲げる表彰に準ずるものとして県教育委員会が認めるもの

（有効期間の更新の申請）

第二十九条 免許法第九条の二第二項の申請書は、有効期間更新申請書（第二十二号様式）とする。

2 免許法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

一 免許状の写し、授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書（免許法施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書をいう。以下同じ。）又は有効期間延長証明書（免許法施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書をいう。以下同じ。）

二 免許状更新講習修了（履歴）証明書

三 戸籍抄本

3 第一項の規定にかかわらず、免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が申請する場合における免許法第九条の二第二項の申請書は、免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（第二十三号様式）とする。

4 第二項の規定にかかわらず、前項の申請の場合における免許法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

一 免許状の写し、授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 戸籍抄本

三 前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰を証する書類

四 免許法施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(有効期間の延長の申請)

第三十条 免許法施行規則第六十一条の九第二項の申請書は、有効期間延長申請書(第二十四号様式)とする。

2 免許法施行規則第六十一条の九第二項の免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

一 免許状の写し、授与証明書又は前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書

二 戸籍抄本

三 免許法第九条の二第五項のやむを得ない事由を証する書類
(旧免許状所持者の申請)

第三十一条 改正省令附則第九条第二項の申請書は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 改正省令附則第九条第一項第一号に掲げる事項に係る申請 更新講習修了確認申請書(第二十五号様式)

二 改正省令附則第九条第一項第二号に掲げる事項に係る申請 期間確認申請書(第二十六号様式)

三 改正省令附則第九条第一項第三号に掲げる事項に係る申請 修了確認期限延期申請書(第二十七号様式)

四 改正省令附則第九条第一項第四号に掲げる事項に係る申請 免許状更新講習免除認定申請書(第二十八号様式)

2 改正省令附則第九条第二項の免許管理者が定める書類は、戸籍抄本のほか、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号の申請
ア 免許状の写し、授与証明書又は改正省令附則第十五条に規定する更新講習修了確認に関する証明書

イ 免許状更新講習修了(履歴)証明書

二 前項第二号の申請
ア 免許状の写し、授与証明書又は平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認に関する証明書

イ 免許状更新講習修了(履歴)証明書

三 前項第三号の申請
ア 免許状の写し、授与証明書又は平成十九年改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書

イ 改正省令附則第七条第一項に規定する事由に該当することを証する書類
四 前項第四号の申請

ア 免許状の写し、授与証明書又は平成十九年改正法附則第二条第五項かつこ書に規定する認定に関する証明書

イ 改正省令附則第十条第一項に規定する者であることを証する書類

第一号様式中 「2 教科名」 「2 教科名」
3 履歴事項 や 3 教育職員免許状保有の有無 有・無に改

め、同様式注⑤中「第10条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同様式注⑥中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第五号様式中 「、第19条」を「、第14条」に改める。
第七号様式中 「第10条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第二十一号様式を次のように改める。
第21号様式(第24条関係)

第21号様式(第24条関係)

教育職員免許状授与(交付)証明書 第 号

本籍地 氏名 生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与(交付)したことを証明します。

年 月 日

福島県教育委員会

記

免許状種類	免許状番号	授与年月日	授与権者
教科、事項又は領域			
免許状番号			
授与年月日			
授与権者			

追加した領域及び追加年月日	領 域 名	追 加 年 月 日
根 拠 規 定		
有効期間の満了日 (修了確認期限)		
備 考		

第二十一号様式の次に次の七様式を加える。
第22号様式 (第29条関係)

有効期間更新申請書

収 入 紙 証

年 月 日

福島県教育委員会
 本 籍 地 所
 住 居 (ふ り が な)
 氏 名
 生 年 月 日
 連 絡 先
 勤 務 (予 定) 校 又 は 勤 務 機 関 名

教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

記

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いること。

第 2 3 号様式 (第29条関係)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

収 入
証 紙

年 月 日

福島県教育委員会

本 籍 地
住 所
(ふ り が な)
氏 名
生 年 月 日
連 絡 先
勤 務 (予定) 校又は勤務機関 名
職 名

教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を申請します。

記

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いること。

第 2 4 号様式 (第30条関係)

有効期間延長申請書

収 入
証 紙

年 月 日

福島県教育委員会

本 籍 地
住 所
(ふ り が な)
氏 名
生 年 月 日
連 絡 先
勤 務 (予定) 校又は勤務機関 名
職 名

教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第61条の 9 の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の延長を申請します。

記

1 延長を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 2 延長前の有効期間： 年 月 日
- 3 延長された場合に希望する有効期間： 年 月 日
- 4 延長事由：

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第25号様式(第31条関係)

更新講習修了確認申請書

収	入
証	紙

年 月 日

福島県教育委員会

本 籍 地
住 所
(ふ り が な)
氏 名
生 年 月 日
連 絡 先
勤 務 (予 定) 校 又 は 勤 務 機 関 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第9条第1項の規定により、下記のとおり免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

1 有する免許状 記

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いること。

第 2 6 号様式 (第31条関係)

期間確認申請書

収 入
証 紙

年 月 日

福島県教育委員会

本 籍 地
住 所
(ふ り が な)
氏 名
連 生 年 月 日
勤 務 (予定) 校又は勤務機関 先
職 務 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 3 項第 3 号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり期間の確認を申請します。

1 有する免許状 記

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了 (履修) 年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とし、縦長にして用いること。

第 2 7 号様式 (第31条関係)

修了確認期限延期申請書

収 入
証 紙

年 月 日

福島県教育委員会

本 籍 地
住 所
(ふ り が な)
氏 名
連 生 年 月 日
勤 務 (予定) 校又は勤務機関 先
職 務 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 4 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり修了確認期限の延期を申請します。

1 有する免許状 記

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 延期前の修了確認期限： 年 月 日

3 延期を申請する修了確認期限： 年 月 日

4 延期事由：

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第28号様式 (第31条関係)

免許状更新講習免除認定申請書

収 入
証 紙

年 月 日

福島県教育委員会

本 籍 地
住 所

(ふ り が な)
氏 名
生 年 月 日
連 絡 先
勤 務 (予 定) 校 又 は 勤 務 機 関 名
職

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項かつ
こ書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第9条第1項の規定によ
り、下記のとおり免許状更新講習の受講の免除の認定を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 免許状更新講習の受講の免除事由

備考

- 1 「勤務(予定)校又は勤務機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
- 3 受講の免除事由が表彰を受けたことによる場合は、表彰を行った主体も記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定、第四条の改正規定（第十六条の二を「第十六条の二第一項、第十六条の三第二項又は第十六条の四第三項」に改める部分に限る。）、第二十条の改正規定及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県教育委員会訓令第七号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二学校経営支援課の項第一号中「」の施行「を」。以下「法」という。）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）の施行に改め、同号1中「第五条第一項」を「法第五条第一項」に改め、同号2中「第五条第五項」を「法第五条第六項」に改め、同号4中「第十八条第一項」を「法第十八条第一項」に改め、同号4を同号6とし、同号3中「第十七条」を「法第十七条」に改め、同号3を同号5とし、同号2の次に次のように加える。

- 3 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新
 - 4 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長
 - 別表第二学校経営支援課の項第一号に次のように加える。
 - 7 改正法附則第二条第二項の規定による免許状更新講習の課程の修了の確認
 - 8 改正法附則第二条第三項第三号に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認
 - 9 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期
 - 10 改正法附則第二条第五項の「この書の規定による免許状更新講習の免除の認定
- 附 則
この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

福島県教育委員会訓令第八号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第十六号中「証人等」を「裁判員等」に改める。
第十八条中「教育総務課長」を「教育長」に改める。
第十九条第一項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第二項中「教育総務課長」を削る。

別表第一中

政策監		政策監	
理事			
業務担当の教育次長	学校教育総室の課長	業務担当の教育次長	学校教育総室の課に属以外の職員
庁参事	学校教育総室の課長	業務担当の教育次長	学校教育総室の課に属以外の職員

様式第二号（表面）中「育児休業.....育」を「育児休業.....自己啓発等休業.....」に改める。

育 児 業	育 児 業	自 己 啓 発 等 業
-------	-------	-------------

2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二号、様式第二十号及び様式第二十一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。